

## 1970年大阪万博50周年記念事業実行委員会 公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得

### (目的)

第1条 この心得は、1970年大阪万博50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

### (公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (募集要項等の熟知)

第4条 応募提案者は、実行委員会の募集要項及び提案書作成要領等（提案書作成要領、契約書（案）その他の交付書類をいう。）に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項及び提案書作成要領等について疑義があるときは、実行委員会が指定した方法により実行委員会に対し説明を求めることができる。

### (見積書の作成等)

第5条 契約候補者は、実行委員会が指定した様式により見積書を作成し、記名押印のうえ、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積書は無効とする。
- 3 見積書を提出した後は、訂正することはできない。
- 4 前各項の規定は、実行委員会が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、実行委員会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、実行委員会が指定した様式により見積り辞退承認申請書を作成し、実行委員会へ提出するものとする。(なお、応募提案者が、期限までに提案書等の提出がない場合は、応募提案者とならないので、辞退のための申出は不要である。)

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあると実行委員会が認めるときは、契約の相手方としないことがある。

2 前項の場合において、実行委員会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(見積書の再作成)

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度、見積書の作成を依頼することがある。

2 前項の場合において、見積書の再作成の依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 実行委員会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 前項による契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者がいる場合は、第5条から第10条前項までの規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者(以下「契約相手方という。」)は、

速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書等の提出)

第12条 契約相手方は、実行委員会から交付された契約書に記名押印し、これを実行委員会に提出しなければならない。

2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第13条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、実行委員会の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、2019年9月24日から施行する。